

別紙資料 法令文表記の基準

○法令における漢字使用等について

平成 22 年 11 月 30 日
内閣法制局総発第 208 号

平成 22 年 11 月 30 日付け内閣告示第 2 号をもって「常用漢字表」が告示され、同日付け内閣訓令第 1 号「公用文における漢字使用等について」が定められたことに伴い、当局において、法令における漢字使用等について検討した結果、別紙のとおり「法令における漢字使用等について」（平成 22 年 11 月 30 日付け内閣法制局長官決定）を定め、実施することとしましたので、通知します。

なお、昭和 29 年 11 月 25 日付け法制局総発第 89 号の「法令用語改善の実施要領」同実施要領の別紙「法令用語改正要領」を含む。）及び昭和 56 年 10 月 1 日付け内閣法制局総発第 141 号の「法令における漢字使用等について」は、本日付で廃止しますので、併せて通知します。

(別紙)

平成 22 年 11 月 30 日付け内閣告示第 2 号をもって「常用漢字表」が告示され、同日付け内閣訓令第 1 号「公用文における漢字使用等について」が定められたことに伴い、法令における漢字使用等について、次のように定める。

法令における漢字使用等について

平成 22 年 11 月 30 日
内閣法制局長官 梶田信一郎

1 漢字使用について

- (1) 法令における漢字使用は、次の(2)から(6)までにおいて特別の定めをするもののほか、「常用漢字表」（平成 22 年内閣告示第 2 号。以下「常用漢字表」という。）の本表及び付表（表の見方及び使い方を含む。）並びに「公用文における漢字使用等について」（平成 22 年内閣訓令第 1 号）の別紙の 1 「漢字使用について」の(2)によるものとする。また、字体については、通用字体を用いるものとする。

なお、常用漢字表により漢字で表記することとなったものとしては、次のようなものがある。

挨拶	宛先	椅子	咽喉	隠蔽	鍵	覚醒	崖	玩具
毀損	亀裂	禁錮	舷	拳銃	勾留	柵	失踪	焼酎
処方箋	腎臓	進捗	整頓	脊柱	遡及	堆積	貼付	
賭博	剥奪	破綻	汎用	氾濫	膝	肘	払拭	閉塞
捕捉	補填	哺乳類	蜜蜂	明瞭	湧出	拉致	賄賂	
関わる	鑑みる	遡る	全て					

- (2) 次のものは、常用漢字表により、() 中の表記ができることとなったが、引き続きそれぞれ下線を付けて示した表記を用いるものとする。

<u>壊滅</u> (潰滅)	<u>壊乱</u> (潰乱)	<u>決壊</u> (決潰)	<u>広範</u> (広汎)
<u>全壊</u> (全潰)	<u>倒壊</u> (倒潰)	<u>破棄</u> (破毀)	<u>崩壊</u> (崩潰)
<u>理屈</u> (理窟)			

- (3) 次のものは、常用漢字表により、下線を付けて示した表記ができることとなったので、() 中の表記に代えて、それぞれ下線を付けて示した表記を用いるものと

する。

臆説 (憶説) 臆測 (憶測) 肝腎 (肝心)

(4) 次のものは、常用漢字表にあるものであっても、仮名で表記するものとする。

虞	}	→ おそれ
恐れ		
且つ		→ かつ
従って (接続詞)		→ したがって
但し		→ ただし
但書		→ ただし書
外	}	→ ほか
他		
又		→ また (ただし、「または」は「又は」と表記する。)
因る		→ よる

(5) 常用漢字表にない漢字で表記する言葉及び常用漢字表にない漢字を構成要素として表記する言葉並びに常用漢字表にない音訓を用いる言葉の使用については、次によるものとする。

ア 専門用語等であって、他に言い換える言葉がなく、しかも仮名で表記すると理解することが困難であると認められるようなものについては、その漢字をそのまま用いてこれに振り仮名を付ける。

【例】

暗渠^{きよ} 按分^{あん} 蛾^が 瑕疵^{かし} 管渠^{きよ} 涵養^{かん} 強姦^{かん} 砒素^ひ 埠頭^ふ

イ 次のものは、仮名で表記する。

拘わらず	→ かかわらず
此	→ この
之	→ これ
其	→ その
煙草	→ たばこ
為	→ ため
以て	→ もって
等 (ら)	→ ら
猥褻	→ わいせつ

ウ 仮名書きにする際、単語の一部だけを仮名に改める方法は、できるだけ避ける。

【例】

幹旋 → あっせん (「あっ旋」は用いない。)
煉瓦 → れんが (「れん瓦」は用いない。)

ただし、次の例のように一部に漢字を用いた方が分かりやすい場合は、この限りでない。

【例】

あへん煙 えん堤 救じゅつ 橋りょう し尿 出えん じん肺
ため池 ちんでん池 でん粉 てん末 と畜 ばい煙 排せつ
封かん へき地 らく印 漏えい

エ 常用漢字表にない漢字又は音訓を仮名書きにする場合には、仮名の部分に傍点を付けることはしない。

(6) 次のものは、() の中に示すように取り扱うものとする。

ヒ 首 (用いない。「あいくち」を用いる。)
委 棄 (用いない。)

慰藉料 (用いない。「慰謝料」を用いる。)
溢水 (用いない。)
違背 (用いない。「違反」を用いる。)
印顆 (用いない。)
湮滅 (用いない。「隱滅」を用いる。)
苑地 (用いない。「園地」を用いる。)
汚穢 (用いない。)
解止 (用いない。)
戒示 (用いない。)
灰燼 (用いない。)
改訂・改定 (「改訂」は書物などの内容に手を加えて正すことという意味
についてのみ用いる。それ以外の場合は「改定」を用いる。)
開披 (用いない。)
牙保 (用いない。)
勸解 (用いない。)
監守 (用いない。)
管守 (用いない。「保管」を用いる。)
陷窳 (用いない。)
干与・干預 (用いない。「関与」を用いる。)
義捐 (用いない。)
汽鐘 (用いない。「ボイラー」を用いる。)
技監 (特別な理由がある場合以外は用いない。)
規正・規整・規制 (「規正」はある事柄を規律して公正な姿に当てはめ
ることという意味についてのみ、「規整」はある事柄を規律して一定の
枠に納め整えることという意味についてのみ、それぞれ用いる。それ
以外の場合は「規制」を用いる。)
羈束 (用いない。)
吃水 (用いない。「喫水」を用いる。)
規程 (法令の名称としては、原則として用いない。「規則」を用いる。)
欺瞞 (用いない。)
欺罔 (用いない。)
狹隣 (用いない。)
饗応 (用いない。「供应」を用いる。)
驚愕 (用いない。)
魚艙 (用いない。「魚倉」を用いる。)
紀律 (特別な理由がある場合以外は用いない。「規律」を用いる。)
空気槽 (用いない。「空気タンク」を用いる。)
具有 (用いない。)
繫船 (用いない。「係船」を用いる。)
繫属 (用いない。「係属」を用いる。)
計理 (用いない。「経理」を用いる。)
繫留 (用いない。「係留」を用いる。)
懈怠 (用いない。)
牽連 (用いない。「関連」を用いる。)
溝渠 (特別な理由がある場合以外は用いない。)
交叉点 (用いない。「交差点」を用いる。)
更代 (用いない。「交代」を用いる。)
弘報 (用いない。「広報」を用いる。)

骨牌 (用いない。「かるた類」を用いる。)
戸扉 (用いない。)
誤謬 (用いない。)
詐偽 (用いない。「偽り」を用いる。)
鑿井 (用いない。)
作製・作成 (「作製」は製作(物品を作ること)という意味についてのみ用いる。それ以外の場合は「作成」を用いる。)
左の (「次の」という意味では用いない。)
鎖鑰 (用いない。)
撒水管 (用いない。「散水管」を用いる。)
旨趣 (用いない。「趣旨」を用いる。)
枝条 (用いない。)
首魁 (用いない。「首謀者」を用いる。)
酒精 (用いない。「アルコール」を用いる。)
鬚髯 (用いない。)
醇化 (用いない。「純化」を用いる。)
竣功 (特別な理由がある場合以外は用いない。「完成」を用いる。)
傷痕 (用いない。)
燒燬 (用いない。)
銷却 (用いない。「消却」を用いる。)
情況 (特別な理由がある場合以外は用いない。「状況」を用いる。)
檣頭 (用いない。「マストトップ」を用いる。)
証標 (用いない。)
証憑・憑拠 (用いない。「証拠」を用いる。)
牆壁 (用いない。)
塵埃 (用いない。)
塵芥 (用いない。)
侵蝕 (用いない。「侵食」を用いる。)
成規 (用いない。)
窃用 (用いない。「盗用」を用いる。)
船渠 (用いない。「ドック」を用いる。)
洗滌 (用いない。「洗浄」を用いる。)
僭窃 (用いない。)
総轄 (用いない。「総括」を用いる。)
齟齬 (用いない。)
疏明 (用いない。「疎明」を用いる。)
稠密 (用いない。)
通事 (用いない。「通訳人」を用いる。)
定繫港 (用いない。「定係港」を用いる。)
呈示 (用いない。「提示」を用いる。)
停年 (用いない。「定年」を用いる。)
捺印 (用いない。「押印」を用いる。)
売淫 (用いない。「売春」を用いる。)
配付・配布 (「配付」は交付税及び譲与税配付金特別会計のような特別な場合についてのみ用いる。それ以外の場合は「配布」を用いる。)
蕃殖 (用いない。「繁殖」を用いる。)
版図 (用いない。)
誹毀 (用いない。)

彼 此 (用いない。)
 標 示 (特別な理由がある場合以外は用いない。「表示」を用いる。)
 紊 乱 (用いない。)
 編 綴 (用いない。)
 房 室 (用いない。)
 膨 脹 (用いない。「膨張」を用いる。)
 法 例 (用いない。)
 輔 助 (用いない。「補助」を用いる。)
 満限に達する (特別な理由がある場合以外は用いない。「満了する」を用いる。)
 宥 恕 (用いない。)
 輸 贏 (用いない。)
 踰 越 (用いない。)
 油 槽 (用いない。「油タンク」を用いる。)
 落 磐 (用いない。「落盤」を用いる。)
 臨 検・立入検査 (「臨検」は犯則事件の調査の場合についてのみ用いる。それ以外の場合は「立入検査」を用いる。)
 鄰 佑 (用いない。)
 狼 狽 (用いない。)
 和 諧 (用いない。「和解」を用いる。)

2 送り仮名の付け方について

(1) 単独の語

ア 活用のある語は、「送り仮名の付け方」(昭和48年内閣告示第2号の「送り仮名の付け方」をいう。以下同じ。)の本文の通則1の「本則」・「例外」及び通則2の「本則」の送り仮名の付け方による。

イ 活用のない語は、「送り仮名の付け方」の本文の通則3から通則5までの「本則」・「例外」の送り仮名の付け方による。

[備考] 表に記入したり記号的に用いたりする場合には、次の例に示すように、原則として、()の中の送り仮名を省く。

【例】

晴(れ) 曇(り) 問(い) 答(え) 終(わり)
 生(まれ)

(2) 複合の語

ア イに該当する語を除き、原則として、「送り仮名の付け方」の本文の通則6の「本則」の送り仮名の付け方による。ただし、活用のない語で読み間違えるおそれのない語については、「送り仮名の付け方」の本文の通則6の「許容」の送り仮名の付け方により、次の例に示すように送り仮名を省く。

【例】

明渡し	預り金	言渡し	入替え	植付け	魚釣用具	受入れ
受皿	受持ち	受渡し	渦巻	打合せ	打合せ会	打切り
内払	移替え	埋立て	売上げ	売惜しみ	売出し	売場
売払い	売渡し	売行き	縁祖	追越し	置場	贈物 帯留
折詰	買上げ	買入れ	買受け	買換え	買占め	買取り
買戻し	買物	書換え	格付	掛金	貸切り	貸金 貸越し
貸倒れ	貸出し	貸付け	借入れ	借受け	借換え	刈取り 缶切
期限付	切上げ	切替え	切下げ	切捨て	切土	切取り
切離し	靴下留	組合せ	組入れ	組替え	組立て	くみ取便所
繰上げ	繰入れ	繰替え	繰越し	繰下げ	繰延べ	繰戻し

差押え	差止め	差引き	差戻し	砂糖漬	下請	締切り	
条件付	仕分	据置き	据付け	捨場	座込み	栓抜	備置き
備付け	染物	田植	立会い	立入り	立替え	立札	月掛
付添い	月払	積卸し	積替え	積込み	積出し	積立て	
積付け	釣合い	釣鐘	釣銭	釣針	手続	問合せ	届出
取上げ	取扱い	取卸し	取替え	取決め	取崩し	取消し	
取壊し	取下げ	取締り	取調べ	取立て	取次ぎ	取付け	
取戻し	投売り	抜取り	飲物	乗換え	乗組み	話合い	
払込み	払下げ	払出し	払戻し	払渡し	払渡済み	貼付け	
引上げ	引揚げ	引受け	引起し	引換え	引込み	引下げ	
引締め	引継ぎ	引取り	引渡し	日雇	歩留り	船着場	
不払	賦払	振出し	前払	巻付け	巻取り	見合せ	見積り
見習	未払	申合せ	申合せ事項	申入れ	申込み	申立て	
申出	持家	持込み	持分	元請	戻入れ	催物	盛土
焼付け	雇入れ	雇主	譲受け	譲渡し	呼出し	読替え	
割当て	割増し	割戻し					

イ 活用のない語で慣用が固定していると認められる次の例に示すような語については、「送り仮名の付け方」の本文の通則7により、送り仮名を付けない。

【例】

<u>合図</u>	合服	<u>合間</u>	預入金	編上靴	<u>植木</u>	(進退)伺	浮袋
<u>浮世絵</u>	受入額	受入先	受入年月日	<u>請負</u>	<u>受付</u>	受付係	
<u>受取</u>	受取人	受払金	打切補償	埋立区域	埋立事業	埋立地	
<u>裏書</u>	<u>売上(高)</u>	売掛金	売出發行	売手	売主	<u>売値</u>	
売渡価格	売渡先	<u>絵巻物</u>	襟巻	沖合	<u>置物</u>	<u>奥書</u>	奥付
押売	押出機	覚書	(博多)織	折返線	織元	<u>織物</u>	卸売
買上品	買受人	買掛金	外貨建値権	概算払	買手	買主	
<u>買値</u>	書付	<u>書留</u>	過誤払	貸方	貸越金	貸室	貸席
貸倒引当金	貸出金	貸出票	<u>貸付(金)</u>	貸主	貸船	貸本	
貸間	<u>貸家</u>	箇条書	貸渡業	肩書	<u>借入(金)</u>	借受人	
借方	借越金	刈取機	借主	仮渡金	缶詰	<u>気付</u>	切手
切符	切替組合員	切替日	くじ引	<u>組合</u>	組入金	組立工	
<u>倉敷料</u>	繰上償還	繰入金	繰入限度額	繰入率	繰替金		
<u>繰越(金)</u>	繰延資産	<u>消印</u>	月賦払	現金払	小売		
<u>小売(商)</u>	小切手	<u>木立</u>	<u>小包</u>	<u>子守</u>	<u>献立</u>	先取特権	
<u>作付面積</u>	挿絵	差押(命令)	座敷	指図	差出人	差引勘定	
差引簿	刺身	<u>試合</u>	仕上機械	仕上工	仕入価格	仕掛花火	
仕掛品	敷網	敷居	<u>敷石</u>	敷金	<u>敷地</u>	敷布	<u>敷物</u> 軸受
下請工事	仕出屋	仕立券	仕立物	<u>仕立屋</u>	質入証券	支払	
支払元受高	<u>字引</u>	仕向地	<u>事務取扱</u>	事務引継	締切日		
所得割	新株買付契約書	据置(期間)	(支出)済(額)	関取			
備付品	(型絵)染	ただし書	立会演説	立会人	立入検査		
<u>立場</u>	竜巻	立替金	立替払	建具	建坪	建値	建前
<u>建物</u>	棚卸資産	(条件)付(採用)	月掛貯金	付添人	漬物		
積卸施設	積出地	<u>積立(金)</u>	積荷	詰所	釣堀	<u>手当</u>	
出入口	出来高払	手付金	手引	手引書	手回品	手持品	
灯台守	<u>頭取</u>	(欠席)届	留置電報	<u>取扱(所)</u>	<u>取扱(注意)</u>		
取入口	取替品	取組	取消処分	(麻薬)取締法	<u>取締役</u>		
取立金	取立訴訟	<u>取次(店)</u>	取付工事	取引	<u>取引(所)</u>		

取戻請求権 問屋 仲買 仲立業 投売品 並木 縄張
 荷扱場 荷受人 荷造機 荷造費 (春慶)塗 (休暇)願
 乗合船 乗合旅客 乗換(駅) 乗組(員) 場合 羽織 履物
葉巻 払込(金) 払下品 払出金 払戻金 払戻証書 払渡金
 払渡郵便局 番組 番付 控室 引当金 引受(時刻) 引受(人)
引換(券) (代金)引換 引継事業 引継調書 引取経費
 引取税 引渡(人) 日付 引込線 瓶詰 歩合 封切館
 福引(券) 船積貨物 踏切 振替 振込金 振出(人)
 不渡手形 分割払 (鎌倉)彫 掘抜井戸 前受金 前貸金
 巻上機 巻紙 巻尺 巻物 待合(室) 見返物資 見込額
 見込数量 見込納付 水張検査 水引 見積(書) 見取図
 見習工 未払勘定 未払年金 見舞品 名義書換 申込(書)
 申立人 持込禁止 元売業者 物置 物語 物干場 (備前)焼
役割 屋敷 雇入契約 雇止手当 夕立 譲受人 腸沸器
 呼出符号 読替規定 陸揚地 陸湯量 両替 割合 割当額
 割高 割引 割増金 割戻金 割安

【備考1】 下線を付けた語は、「送り仮名の付け方」の本文の通則7において例示された語である。

【備考2】 「売上(高)」, 「(博多)織」などのようにして掲げたものは、()の中を他の漢字で置き換えた場合にも、「送り仮名の付け方」の本文の通則7を適用する。

(3) 付表の語

「送り仮名の付け方」の本文の付表の語(1のなお書きを除く。)の送り仮名の付け方による。

3 その他

- (1) 1及び2は、固有名詞を対象とするものではない。
- (2) 1及び2については、これらを専門用語及び特殊用語に適用するに当たって、必要と認める場合は、特別の考慮を加える余地があるものとする。

附 則

- 1 この決定は、平成22年11月30日から施行する。
- 2 この決定は、法律については次回国会(常会)に提出するものから、政令については平成23年1月1日以後最初の閣議に提出するものから、それぞれ適用する。
- 3 新たな法律又は政令を起案する場合のほか、既存の法律又は政令の改正について起案する場合(文語体の法律又は勅令を文体を変えないで改正する場合を除く。)にも、この決定を適用する。なお、この決定を適用した結果、改正されない部分に用いられている語の表記と改正される部分に用いられるこれと同一の内容を表す語の表記とが異なることとなっても、差し支えない。
- 4 署名の閣議に提出される条約については平成23年1月1日以後最初の閣議に提出されるものから、国会に提出される条約(平成23年1月1日以後最初の閣議より前に署名の閣議に提出された条約であって日本語が正文であるものを除く。)については次回国会(常会)に提出するものから、それぞれこの決定を適用する。なお、条約の改正についても、この決定を適用した結果、改正されない部分に用いられている語の表記と改正される部分に用いられるこれと同一の内容を表す語の表記とが異なることとなっても、差し支えない。

【注記】

平成 22 年 11 月 30 日付け内閣法制局長官決定をもって「法令における漢字使用等について」が定められたことに伴い、従前の昭和 29 年 11 月 25 日付け法制局総発第 89 号の「法令用語改善の実施要領」（同実施要領の別紙「法令用語改正要領」を含む。）及び昭和 56 年 10 月 1 日付け内閣法制局総発第 141 号の「法令における漢字使用等について」は、平成 22 年 11 月 30 日付けで廃止されました。

○公用文における漢字使用等について

平成 22 年 11 月 30 日
内閣訓令第 1 号

政府は、本日、内閣告示第 2 号をもって、「常用漢字表」を告示した。
今後、各行政機関が作成する公用文における漢字使用等については、別紙によるものとする。

なお、昭和 56 年内閣訓令第 1 号は、廃止する。
(別紙)

公用文における漢字使用等について

1 漢字使用について

(1) 公用文における漢字使用は、「常用漢字表」(平成 22 年内閣告示第 2 号)の本表及び付表(表の見方及び使い方を含む。)によるものとする。

なお、字体については通用字体を用いるものとする。

(2) 「常用漢字表」の本表に掲げる音訓によって語を書き表すに当たっては、次の事項に留意する。

ア 次のような代名詞は、原則として、漢字で書く。

例 俺 彼 誰 何 僕 私 我々

イ 次のような副詞及び連体詞は、原則として、漢字で書く。

例 (副詞)

余り 至って 大いに 恐らく 概して 必ず 必ずしも 辛うじて
極めて 殊に 更に 実に 少なくとも 少し 既に 全て 切に
大して 絶えず 互いに 直ちに 例えば 次いで 努めて 常に
特に 突然 初めて 果たして 甚だ 再び 全く 無論 最も 専ら
僅か 割に

(連体詞)

明るく 大きな 来る 去る 小さな 我が(国)

ただし、次のような副詞は、原則として、仮名で書く。

例 かなり ふと やはり よほど

ウ 次の接頭語は、その接頭語が付く語を漢字で書く場合は、原則として、漢字で書き、その接頭語が付く語を仮名で書く場合は、原則として、仮名で書く。

例 御案内(御+案内) 御挨拶(御+挨拶)
ごもつとも(ご+もつとも)

エ 次のような接尾語は、原則として、仮名で書く。

例 げ(惜しげもなく) ども(私ども) ぶる(偉ぶる) み(弱み)
め(少なめ)

オ 次のような接続詞は、原則として、仮名で書く。

例 おって かつ したがって ただし ついては ところが
ところで また ゆえに

ただし、次の 4 語は、原則として、漢字で書く。

及び 並びに 又は 若しくは

カ 助動詞及び助詞は、仮名で書く。

例 ない(現地には、行かない。)
ようだ(それ以外に方法がないようだ。)
ぐらい(二十歳ぐらいの人)
だけ(調査しただけである。)
ほど(三日ほど経過した。)

キ 次のような語句を、() の中に示した例のように用いるときは、原則として、仮名で書く。

- 例 ある(その点に問題がある。)
いる(ここに関係者がいる。)
こと(許可しないことがある。)
できる(だれでも利用ができる。)
とおりに(次のとおりにである。)
とき(事故のときは連絡する。)
ところ(現在のところ差し支えない。)
とも(説明するとともに意見を聞く。)
ない(欠点がない。)
なる(合計すると1万円になる。)
ほか(そのほか…、特別の場合を除くほか…)
もの(正しいものと認める。)
ゆえ(一部の反対のゆえにはかどらない。)
わけ(賛成するわけにはいかない。)
・・・かもしれない(間違いかもしれない。)
・・・てあげる(図書を貸してあげる。)
・・・ていく(負担が増えていく。)
・・・ていただく(報告していただく。)
・・・ておく(通知しておく。)
・・・てください(問題点を話してください。)
・・・てくる(寒くなってくる。)
・・・てしまう(書いてしまう。)
・・・てみる(見てみる。)
・・・てよい(連絡してよい。)
・・・にすぎない(調査だけにすぎない。)
・・・について(これについて考慮する。)

2 送り仮名の付け方について

(1) 公用文における送り仮名の付け方は、原則として、「送り仮名の付け方」(昭和48年内閣告示第2号)の本文の通則1から通則6までの「本則」・「例外」、通則7及び「付表の語」(1のなお書きを除く。)によるものとする。

ただし、複合の語(「送り仮名の付け方」の本文の通則7を適用する語を除く。)のうち、活用のない語であって読み間違えるおそれのない語については、「送り仮名の付け方」の本文の通則6の「許容」を適用して送り仮名を省くものとする。なお、これに該当する語は、次のとおりとする。

明渡し 預り金 言渡し 入替え 植付け 魚釣用具
受入れ 受皿 受持ち 受渡し 渦巻 打合せ 打合せ会
打切り 内払 移替え 埋立て 売上げ 売惜しみ 売出し
売場 売払い 売渡し 売行き 縁組 追越し 置場 贈物
帯留 折詰 買上げ 買入れ 買受け 買換え 買占め
買取り 買戻し 買物 書換え 格付 掛金 貸切り 貸金
貸越し 貸倒れ 貸出し 貸付け 借入れ 借受け 借換え
刈取り 缶切 期限付 切上げ 切替え 切下げ 切捨て
切土 切取り 切離し 靴下留 組合せ 組入れ 組替え
組立て くみ取便所 繰上げ 繰入れ 繰替え 繰越し
繰下げ 繰延べ 繰戻し 差押え 差止め 差引き 差戻し
砂糖漬 下請 締切り 条件付 仕分 据置き 据付け

捨場 座込み 栓抜 備置き 備付け 染物 田植 立会い
立入り 立替え 立札 月掛 付添い 月払 積卸し
積替え 積込み 積出し 積立て 積付け 釣合い 釣鐘
釣銭 釣針 手続 問合せ 届出 取上げ 取扱い 取卸し
取替え 取決め 取崩し 取消し 取壊し 取下げ 取締り
取調べ 取立て 取次ぎ 取付け 取戻し 投売り 抜取り
飲物 乗換え 乗組み 話合い 払込み 払下げ 払出し
払戻し 払渡し 払渡済み 貼付け 引上げ 引揚げ
引受け 引起し 引換え 引込み 引下げ 引締め 引継ぎ
引取り 引渡し 日雇 歩留り 船着場 不払 賦払
振出し 前払 巻付け 巻取り 見合せ 見積り 見習
未払 申合せ 申合せ事項 申入れ 申込み 申立て 申出
持家 持込み 持分 元請 戻入れ 催物 盛土 焼付け
雇入れ 雇主 譲受け 譲渡し 呼出し 読替え 割当て
割増し 割戻し

- (2) (1)にかかわらず、必要と認める場合は、「送り仮名の付け方」の本文の通則2，通則4及び通則6（(1)のただし書の適用がある場合を除く。）の「許容」並びに「付表の語」の1のなお書きを適用して差し支えない。

3 その他

- (1) 1及び2は、固有名詞を対象とするものではない。
(2) 専門用語又は特殊用語を書き表す場合など、特別な漢字使用等を必要とする場合には、1及び2によらなくてもよい。
(3) 専門用語等で読みにくいと思われるような場合は、必要に応じて、振り仮名を用いる等、適切な配慮をするものとする。

4 法令における取扱い

法令における漢字使用等については、別途、内閣法制局からの通知による。

○送り仮名の付け方

昭和 48 年 6 月 18 日
内閣告示第 2 号
(本文の前の部分は、原文縦書き)

改正 昭和 56 年 10 月 1 日内閣告示第 3 号
平成 22 年 11 月 30 日内閣告示第 3 号

一般の社会生活において現代の国語を書き表すための送り仮名の付け方のよりどころを、次のように定める。

なお、昭和三十四年内閣告示第一号は、廃止する。

記

前書き

- 一 この「送り仮名の付け方」は、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送など、一般の社会生活において、「常用漢字表」の音訓によつて現代の国語を書き表す場合の送り仮名の付け方のよりどころを示すものである。
- 二 この「送り仮名の付け方」は、科学・技術・芸術その他の各種専門分野や個人々の表記にまで及ぼそうとするものではない。
- 三 この「送り仮名の付け方」は、漢字を記号的に用いたり、表に記入したりする場合や、固有名詞を書き表す場合を対象としていない。

「本文」の見方及び使い方

- 一 この「送り仮名の付け方」の本文の構成は、次のとおりである。

単独の語

1 活用のある語

通則 1 (活用語尾を送る語に関するもの)

通則 2 (派生・対応の関係を考慮して、活用語尾の前の部分から送る語に関するもの)

2 活用のない語

通則 3 (名詞であつて、送り仮名を付けない語に関するもの)

通則 4 (活用のある語から転じた名詞であつて、もとの語の送り仮名の付け方によつて送る語に関するもの)

通則 5 (副詞・連体詞・接続詞に関するもの)

複合の語

通則 6 (単独の語の送り仮名の付け方による語に関するもの)

通則 7 (慣用に従つて送り仮名を付けない語に関するもの)

付表の語

1 (送り仮名を付ける語に関するもの)

2 (送り仮名を付けない語に関するもの)

- 二 通則とは、単独の語及び複合の語の別、活用のある語及び活用のない語の別等に応じて考えた送り仮名の付け方に関する基本的な法則をいい、必要に応じ、例外的な事項又は許容的な事項を加えてある。

したがつて、各通則には、本則のほか、必要に応じて例外及び許容を設けた。ただし、通則 7 は、通則 6 の例外に当たるものであるが、該当する語が多数に上るので、別の通則として立てたものである。

- 三 この「送り仮名の付け方」で用いた用語の意義は、次のとおりである。
- 単独の語……漢字の音又は訓を単独に用いて、漢字一字で書き表す語をいう。
 - 複合の語……漢字の訓と訓、音と訓などを複合させ、漢字二字以上を用いて書き表す語をいう。
 - 付表の語……「常用漢字表」の付表に掲げてある語のうち、送り仮名の付け方が問題となる語をいう。
 - 活用のある語……動詞・形容詞・形容動詞をいう。
 - 活用のない語……名詞・副詞・連体詞・接続詞をいう。
 - 本則……送り仮名の付け方の基本的な法則と考えられるものをいう。
 - 例外……本則には合わないが、慣用として行われていると認められるものであつて、本則によらず、これによるものをいう。
 - 許容……本則による形とともに、慣用として行われていると認められるものであつて、本則以外に、これによつてよいものをいう。
- 四 単独の語及び複合の語を通じて、字音を含む語は、その字音の部分には送り仮名を要しないのであるから、必要のない限り触れていない。
- 五 各通則において、送り仮名の付け方は許容によることのできる語については、本則又は許容のいずれに従つてもよいが、個々の語に適用するに当たつて、許容に従つてよいかどうか判断し難い場合には、本則によるものとする。

本 文

単独の語

1 活用のある語

通則 1

本則 活用のある語(通則 2 を適用する語を除く。)は、活用語尾を送る。

〔例〕 憤る 承る 書く 実る 催す
 生きる 陥れる 考える 助ける
 荒い 潔い 賢い 濃い
 主だ

例外 (1) 語幹が「し」で終わる形容詞は、「し」から送る。

〔例〕 著しい 惜しい 悔しい 恋しい 珍しい

(2) 活用語尾の前に「か」、「やか」、「らか」を含む形容動詞は、その音節から送る。

〔例〕 暖かだ 細かだ 静かだ
 穏やかだ 健やかだ 和やかだ
 明らかだ 平らかだ 滑らかだ 柔らかだ

(3) 次の語は、次に示すように送る。

明らむ 味わう 哀れむ 慈しむ 教わる 脅かす(おどかす) 脅かす(おびやかす) 関わる 食らう 異なる 逆らう 捕まる 群がる 和らぐ 揺する
 明るい 危ない 危うい 大きい 少ない 小さい 冷たい 平たい

新ただ 同じだ 盛んだ 平らだ 懇ろだ 惨めだ

哀れだ 幸いだ 幸せだ 巧みだ

許容 次の語は、()の中に示すように、活用語尾の前の音節から送ることができる。

表す(表わす) 著す(著わす) 現れる(現われる) 行う(行なう) 断る

(断わる) 賜る(賜わる)

(注意) 語幹と活用語尾との区別がつかない動詞は、例えば、「着る」、「寝る」、「来る」などのように送る。

通則 2

本則 活用語尾以外の部分に他の語を含む語は、含まれている語の送り仮名の付け方によって送る。(含まれている語を〔 〕の中に示す。)

〔例〕

(1) 動詞の活用形又はそれに準ずるものを含むもの。

動かす〔動く〕 照らす〔照る〕

語らう〔語る〕 計らう〔計る〕 向かう〔向く〕

浮かぶ〔浮く〕

生まれる〔生む〕 押さえる〔押す〕 捕らえる〔捕る〕

勇ましい〔勇む〕 輝かしい〔輝く〕 喜ばしい〔喜ぶ〕

晴れやかだ〔晴れる〕

及ばす〔及ぶ〕 積もる〔積む〕 聞こえる〔聞く〕

頼もしい〔頼む〕

起こる〔起きる〕 落とす〔落ちる〕

暮らす〔暮れる〕 冷やす〔冷える〕

当たる〔当てる〕 終わる〔終わる〕 変わる〔変える〕 集まる

〔集める〕 定まる〔定める〕 連なる〔連ねる〕 交わる〔交える〕

混ざる・混じる〔混ぜる〕

恐ろしい〔恐れる〕

(2) 形容詞・形容動詞の語幹を含むもの。

重んずる〔重い〕 若やぐ〔若い〕

怪しむ〔怪しい〕 悲しむ〔悲しい〕 苦しがる〔苦しい〕

確かめる〔確かだ〕

重たい〔重い〕 憎らしい〔憎い〕 古めかしい〔古い〕

細かい〔細かだ〕 柔らかい〔柔らかだ〕

清らかだ〔清い〕 高らかだ〔高い〕 寂しげだ〔寂しい〕

(3) 名詞を含むもの。

汗ばむ〔汗〕 先んずる〔先〕 春めく〔春〕

男らしい〔男〕 後ろめたい〔後ろ〕

許容 読み間違えるおそれのない場合は、活用語尾以外の部分について、次の()の中に示すように、送り仮名を省くことができる。

〔例〕 浮かぶ(浮ぶ) 生まれる(生れる) 押さえる(押える) 捕らえる(捕える)

晴れやかだ(晴やかだ)

積もる(積る) 聞こえる(聞える)

起こる(起る) 落とす(落す) 暮らす(暮す) 当たる(当る) 終

わる(終る) 変わる(変る)

(注意) 次の語は、それぞれ〔 〕の中に示す語を含むものとは考えず、通則 1 によるものとする。

明るい〔明ける〕 荒い〔荒れる〕 悔しい〔悔いる〕 恋しい〔恋う〕

2 活用のない語

通則 3

本則 名詞(通則 4 を適用する語を除く。)は、送り仮名を付けない。

〔例〕 月 鳥 花 山
男 女
彼 何

例外 (1) 次の語は、最後の音節を送る。

辺り 哀れ 勢い 幾ら 後ろ 傍ら 幸い 幸せ 全て 互い
便り 半ば 情け 斜め 独り 誉れ 自ら 災い

(2) 数をかぞえる「つ」を含む名詞は、その「つ」を送る。

〔例〕 一つ 二つ 三つ 幾つ

通則 4

本則 活用のある語から転じた名詞及び活用のある語に「さ」、「み」、「げ」などの接尾語が付いて名詞になったものは、もとの語の送り仮名の付け方によって送る。

〔例〕

(1) 活用のある語から転じたもの。

動き 仰せ 恐れ 薫り 曇り 調べ 届け 願い 晴れ
当たり 代わり 向かい
狩り 答え 問い 祭り 群れ
憩い 愁い 憂い 香り 極み 初め
近く 遠く

(2) 「さ」、「み」、「げ」などの接尾語が付いたもの。

暑さ 大きさ 正しさ 確かさ
明るみ 重み 憎しみ
惜しげ

例外 次の語は、送り仮名を付けない。

謡 虞 趣 氷 印 頂 帯 畳
卸 煙 恋 志 次 隣 富 恥 話 光 舞
折 係 掛(かかり) 組 肥 並(なみ) 巻 割

(注意) ここに掲げた「組」は、「花の組」、「赤の組」などのように使った場合の「くみ」であり、例えば、「活字の組みがゆるむ。」などとして使う場合の「くみ」を意味するものではない。「光」、「折」、「係」なども、同様に動詞の意識が残っているような使い方の場合は、この例外に該当しない。したがって、本則を適用して送り仮名を付ける。

許容 読み間違えるおそれのない場合は、次の()の中に示すように、送り仮名を省くことができる。

〔例〕 曇り(曇) 届け(届) 願い(願) 晴れ(晴)
当たり(当り) 代わり(代り) 向かい(向い)
狩り(狩) 答え(答) 問い(問) 祭り(祭) 群れ(群)
憩い(憩)

通則 5

本則 副詞・連体詞・接続詞は、最後の音節を送る。

〔例〕 必ず 更に 少し 既に 再び 全く 最も
来る 去る
及び 且つ 但し

例外 (1) 次の語は、次に示すように送る。

明るく 大いに 直ちに 並びに 若しくは

(2) 次の語は、送り仮名を付けない。

又

- (3) 次のように、他の語を含む語は、含まれている語の送り仮名の付け方によって送る。(含まれている語を〔 〕の中に示す。)

〔例〕 併せて〔併せる〕 至って〔至る〕 恐らく〔恐れる〕 従って〔従う〕 絶えず〔絶える〕 例えば〔例える〕 努めて〔努める〕
辛うじて〔辛い〕 少なくとも〔少ない〕
互いに〔互い〕
必ずしも〔必ず〕

複合の語

通則 6

本則 複合の語(通則 7 を適用する語を除く。)の送り仮名は、その複合の語を書き表す漢字の、それぞれの音訓を用いた単独の語の送り仮名の付け方による。

〔例〕

- (1) 活用のある語

書き抜く 流れ込む 申し込む 打ち合わせる 向かい合わせる
長引く 若返る 裏切る 旅立つ
聞き苦しい 薄暗い 草深い 心細い 待ち遠しい 軽々し
い 若々しい 女々しい
気軽だ 望み薄だ

- (2) 活用のない語

石橋 竹馬 山津波 後ろ姿 斜め左 花便り 独り言 卸商
水煙 目印
田植え 封切り 物知り 落書き 雨上がり 墓参り 日当たり
夜明かし 先駆け 巢立ち 手渡し
入り江 飛び火 教え子 合わせ鏡 生き物 落ち葉 預かり金
寒空 深情け
愚か者
行き帰り 伸び縮み 乗り降り 抜け駆け 作り笑い 暮らし向き
売り上げ 取り扱い 乗り換え 引き換え 歩み寄り 申し込み 移
り変わり
長生き 早起き 苦し紛れ 大写し
粘り強さ 有り難み 待ち遠しさ
乳飲み子 無理強い 立ち居振る舞い 呼び出し電話
次々 常々
近々 深々
休み休み 行く行く

許容 読み間違えるおそれのない場合は、次の()の中に示すように、送り仮名を省くことができる。

〔例〕 書き抜く(書抜く) 申し込む(申込む) 打ち合わせる(打ち合せる・打合せる) 向かい合わせる(向い合せる) 聞き苦しい(聞苦しい) 待ち遠しい(待遠しい)
田植え(田植) 封切り(封切) 落書き(落書) 雨上がり(雨上り) 日当たり(日当り) 夜明かし(夜明し)

入り江(入江) 飛び火(飛火) 合わせ鏡(合せ鏡) 預かり金(預り金)

抜け駆け(抜駆け) 暮らし向き(暮し向き) 売り上げ(売上げ・売上) 取り扱い(取扱い・取扱) 乗り換え(乗換え・乗換) 引き換え(引換え・引換) 申し込み(申込み・申込) 移り変わり(移り変り)

有り難み(有難み) 待ち遠しさ(待遠しさ)

立ち居振る舞い(立ち居振舞い・立ち居振舞・立居振舞)

呼び出し電話(呼出し電話・呼出電話)

(注意) 「こけら落とし(こけら落し)」、「さび止め」、「洗いざらし」、「打ちひも」のように、前又は後ろの部分の仮名で書く場合は、他の部分については、単独の語の送り仮名の付け方による。

通則7

複合の語のうち、次のような名詞は、慣用に従って、送り仮名を付けない。

[例]

(1) 特定の領域の語で、慣用が固定していると認められるもの。

ア 地位・身分・役職等の名。

関取 頭取 取締役 事務取扱

イ 工芸品の名に用いられた「織」、「染」、「塗」等。

((博多))織 ((型絵))染 ((春慶))塗 ((鎌倉))彫 ((備前))焼

ウ その他。

書留 気付 切手 消印 小包 振替 切符 踏切

請負 売値 買値 仲買 歩合 両替 割引 組合 手当

倉敷料 作付面積

売上((高)) 貸付((金)) 借入((金)) 繰越((金)) 小売((商)) 積立((金)) 取扱((所)) 取扱((注意)) 取次((店)) 取引((所)) 乗換((駅)) 乗組((員)) 引受((人)) 引受((時刻)) 引換((券)) ((代金))引換 振出((人)) 待合((室)) 見積((書)) 申込((書))

(2) 一般に、慣用が固定していると認められるもの。

奥書 木立 子守 献立 座敷 試合 字引 場合 羽織 葉巻 番組
番付 日付 水引 物置 物語 役割 屋敷 夕立 割合
合図 合間 植木 置物 織物 貸家 敷石 敷地 敷物 立場 建物
並木 巻紙

受付 受取

浮世絵 絵巻物 仕立屋

(注意)

(1) 「((博多))織」、「売上((高))」などのようにして掲げたものは、(())の中を他の漢字で置き換えた場合にも、この通則を適用する。

(2) 通則7を適用する語は、例として挙げたものだけで尽くしてはいない。したがって、慣用が固定していると認められる限り、類推して同類の語にも及ぼすものである。通則7を適用してよいかどうか判断し難い場合には、通則6を適用する。

付表の語

「常用漢字表」の「付表」に掲げてある語のうち、送り仮名の付け方が問題となる次の語は、次のようにする。

1 次の語は、次に示すように送る。

浮つく お巡りさん 差し支える 立ち退く 手伝う 最寄り

なお,

次の語は, ()の中に示すように, 送り仮名を省くことができる。

差し支える(差支える) 立ち退く(立退く)

2 次の語は, 送り仮名を付けない。

息吹 棧敷 時雨 築山 名残 雪崩 吹雪 迷子 行方

○常用漢字表の改定の概要（平成22年11月30日内閣告示第2号）

○追加字種（196字）

挨(アイ) 曖(アイ) 宛(あてる) 嵐(あらし) 畏(イ・おそれる) 萎(イ・なえる)
椅(イ) 彙(イ) 茨(いばら) 咽(イン) 淫(イン・みだら) 唄(うた) 鬱(ウツ) 怨
(エン・オン) 媛(エン・ひめ) 艶(エン・つや) 旺(オウ) 岡(おか) 臆(オク) 俺
(おれ) 苛(カ) 牙(ガ・ゲ・きば) 瓦(ガ・かわら) 楷(カイ) 潰(カイ・つぶす・
つぶれる) 諧(カイ) 崖(ガイ・がけ) 蓋(ガイ・ふた) 骸(ガイ) 柿(かき) 顎(ガ
ク・あご) 葛(カツ・くず) 釜(かま) 鎌(かま) 韓(カン) 玩(ガン) 伎(キ) 亀
(キ・かめ) 毀(キ) 畿(キ) 臼(キュウ・うす) 嗅(キュウ・かぐ) 巾(キン) 僅(キ
ン・わずか) 錦(キン・にしき) 惧(グ) 串(くし) 窟(クツ) 熊(くま) 詣(ケイ・
もうでる) 憬(ケイ) 稽(ケイ) 隙(ゲキ・すき) 桁(けた) 拳(ケン・こぶし) 鍵
(ケン・かぎ) 舷(ゲン) 股(コ・また) 虎(コ・とら) 錮(コ) 勾(コウ) 梗(コウ)
喉(コウ・のど) 乞(こう) 傲(ゴウ) 駒(こま) 頃(ころ) 痕(コン・あと) 沙(サ)
挫(ザ) 采(サイ) 塞(サイ・ソク・ふさぐ・ふさがる) 埼(さい) 柵(サク) 刹(サ
ツ・セツ) 拶(サツ) 斬(ザン・きる) 恣(シ) 摯(シ) 飼(ジ・え・えさ) 鹿(しか・
か) 叱(シツ・しかる) 嫉(シツ) 腫(シュ・はれる・はらす) 呪(ジュ・のろう) 袖
(シュウ・そで) 羞(シュウ) 蹴(シュウ・ける) 憧(ショウ・あこがれる) 拭(ショ
ク・ふく・ぬぐう) 尻(しり) 苾(シン) 腎(ジン) 須(ス) 裾(すそ) 凄(セイ) 醒
(セイ) 脊(セキ) 戚(セキ) 煎(セン・いる) 羨(セン・うらやむ・うらやましい) 腺
(セン) 詮(セン) 箋(セン) 膳(ゼン) 狙(ソ・ねらう) 遡(ソ・さかのぼる) 曾(ソ
ウ・ゾ) 爽(ソウ・さわやか) 瘦(ソウ・やせる) 踪(ソウ) 捉(ソク・とらえる) 遜
(ソン) 汰(タ) 唾(ダ・つば) 堆(タイ) 戴(タイ) 誰(だれ) 旦(タン・ダン) 綻
(タン・ほころびる) 緻(チ) 酎(チュウ) 貼(チョウ・はる) 嘲(チョウ・あざける)
抄(チョク) 椎(ツイ) 爪(つめ・つま) 鶴(つる) 諦(テイ・あきらめる) 溺(デキ・
おぼれる) 填(テン) 妬(ト・ねたむ) 賭(ト・かける) 藤(トウ・ふじ) 瞳(ドウ・
ひとみ) 栃(とち) 頓(トン) 貪(ドン・むさぼる) 井(どんぶり・どん) 那(ナ) 奈
(ナ) 梨(なし) 謎(なぞ) 鍋(なべ) 匂(におう) 虹(にじ) 捻(ネン) 罵(バ・の
のしる) 剝(ハク・はがす・はぐ) 箸(はし) 汜(ハン) 汎(ハン) 阪(ハン・さか)
斑(ハン) 眉(ビ・ミ・まゆ) 膝(ひざ) 肘(ヒジ) 訃(フ) 阜(フ) 蔽(ヘイ) 餅(ヘ
イ・もち) 壁(ヘキ) 蔑(ベツ・さげすむ) 哺(ホ) 蜂(ホウ・はち) 貌(ボウ) 頬(ほ
お) 睦(ボク) 勃(ボツ) 昧(マイ) 枕(まくら) 蜜(ミツ) 冥(メイ・ミョウ) 麵
(メン) 冶(ヤ) 弥(や) 闇(やみ) 噲(ユ) 湧(ユウ・わく) 妖(ヨウ・あやしい)
瘍(ヨウ) 沃(ヨク) 拉(ラ) 辣(ラツ) 藍(ラン・あい) 璃(リ) 慄(リツ) 侶(リ
ョ) 瞭(リョウ) 瑠(ル) 呂(ロ) 賂(ロ) 弄(ロウ・もてあそぶ) 籠(ロウ・かご・
こもる) 麓(ロク・ふもと) 脇(わき)

○削除字種（5字）

勺(シャク) 錘(スイ・つむ) 銑(セン) 脹(チョウ) 匆(もんめ)

○読みの追加（下線を引いた読みが追加）

委(イ・ゆだねる) 育(イク・そだつ・そだてる・はぐくむ) 応(オウ・こたえる) 滑
(カツ・コツ・すべる・なめらか) 関(カン・せき・かかわる) 館(カン・やかた) 鑑
(カン・かんがみる) 混(コン・まじる・まざる・まぜる・こむ) 私(シ・わたくし・
わたし) 臭(シュウ・くさい・におう) 旬(ジュン・シュン) 伸(シン・のびる・のぼ
す・のべる) 振(シン・ふる・ふるう・ふれる) 粹(スイ・いき) 逝(セイ・ゆく・い
く) 拙(セツ・つたない) 全(ゼン・まったく・すべて) 創(ソウ・つくる) 速(ソク・
はやい・はやめる・はやまる・すみやか) 側(ソク・がわ) 他(タ・ほか) 中(チュウ・
ジュウ・なか) 描(ビョウ・えがく・かく) 放(ホウ・はなす・はなつ・はなれる・ほ
うる) 務(ム・つとめる・つとまる) 癒(ユ・いえる・いやす) 要(ヨウ・かなめ・い
る) 絡(ラク・からむ・からまる・からめる) 類(ルイ・たぐい)